

市長臨時記者会見

- 日時：令和4年12月14日（水） 午後5時00分から午後6時05分まで
- 場所：市庁舎3階庁議室
- 相手方出席者：朝日新聞社、読売新聞社、東京新聞社、神奈川新聞社、毎日新聞社
共同通信社、テレビ神奈川、タウンニュース社
- 市側出席者：市長 桐ヶ谷 覚、副市長 柏村 淳、経営企画部長 福井 昌雄
経営企画部参事（基地対策課長） 米山 裕昭、福祉部長 須藤 典久、福祉部参事 廣末 治
環境都市部担当部長 須田 透、都市整備課長 津田 陽一
- 陪席者：経営企画部次長 仁科 英子、基地対策課副主幹 坂本瞳
企画課担当課長（広聴広報担当） 河合 正男、広聴広報係 花光 美保
- 配布資料
 - ・日米合同委員会合意事案概要
 - ・返還の概要
 - ・逗葉地域医療センター・逗子市保健センター進入路写真、地図
 - ・市長コメント

【企画課担当課長（広聴広報担当）】

それでは、定刻になりましたので、記者会見を始めます。まずはじめに、桐ヶ谷市長より発言いたします。

【市長】

○市長再任について

皆さま、こんにちは。只今から記者会見をさせていただきます。

本日は皆さまには市長再任のご挨拶ということでご案内をさせていただきました。二期目にあたります選挙後の会見でございますので、この二期目に対しての考え方につきましては発表させていただきますが、もう一つ案件がございます、本日こうしてお集まりをいただきました。それでは、まず、最初の項目であります。改めまして二期目の取り組みにつきまして少しお話をさせていただきます。

今回の選挙におきましては大変勉強になりました。と申しますのは、この選挙期間中、政治活動として、ミニ集会等を通して多くの方々と対話、会話をすることがございました。そういうことから、市民の皆様が本当に望むものを進めていくということにおきましては、この選挙、大変に充実し、また重要なものであったと感じております。

逗子市がこれから先、どうあるべきかということをお大変考えさせられました。これまでは財政再建を一丁目一番地にしていた中では、財政再建を果たすというために、企業誘致ということを課題にあげて参りました。しかし逗子市の置かれているこの環境を考えますと、例

えば工業団地ができるとか、物流基地が造れるとか、そういう土地の余地は全くない、この住宅のまちにあっては、どうやって持続可能なまちを作っていくかということが、逗子市とは何か改めて考えさせられました。その結果、やはり逗子市は住宅のまちを中心として今後の持続可能なまちをいかに作るかということに尽きると考えました。過去の逗子市の成り立ちを考えますと、逗子市は昭和40年の亀が岡団地の造成から始まり、約10年の間に、約12から13の分譲地が増えてまいりました。これによりまして、僅か10年の間に4万人だった人口が5万8千人と今の現状を作るところまで成長しました。その後、日本の経済成長、また国力の発展もあって、そうした方々に逗子を支えて頂いたというのが逗子の現状であります。いわば逗子市が住宅地ならではの特性から、「住むなら逗子」、そして「逗子で子育てを」ということから、今の逗子市の原点が作られてきていると私は感じました。

更に、今後どのようなまちづくりをしていくかということ考えた時に、これまで逗子市を支えて頂いたご高齢の方々にもしっかりとこのまちに暮らしていて良かったと思って頂ける状況を作らなければいけない責任と、そして新たに逗子市のまちに転入して頂く方々に、やはり魅力ある場所だと思えるまちを作っていきたい。これが持続可能なまちになっていく基本であると考えました。そうなった場合には、大きく3つ課題があると考えます。

一つは、子育て環境の充実であります。妊娠、出産から子育て、教育、その環境をしっかり作っていく、その一つとして来年度4月から小児医療費、18歳まで完全無償化するということに政策を決めました。

二つ目に、やはりこれまでの逗子を支えて頂いたご高齢の方々に暮らしやすいまちにしたいと考えます。運転免許証を持っている時は全く不便とも感じなかったところ、高齢になり免許証を返上し、逗子市内の場所によっては本当にバス停まで行くことも山坂あり大変だという声も聞いております。こうした高齢者の移動手段の確保というものにつきまして逗子としては何としても国や県と法律も含めて解決をしたい。また運送事業者の方々との話し合いもしっかり重ねていかなければならない。高齢者の移動手段の確保につきましては必要だと思っております。また、逗子が選ばれるまちになるということの一つには、やはり病院問題も非常に大事な要素だと私は考えております。逗子市は海山の自然環境が良い。しかし転入者が新たに住むための住宅は少ない、これに対しましては空き家の解消を図ることで住宅の供給をしていくこともこれからの政策と致します。その他には安心して暮らすためには、病院の課題もしっかりと解決していかなければならないと考えております。医師会との関係は、大変良好でありますので、逗子市における地域医療で必要とされる病院とは何かということもしっかりと市民、そして医師会、行政との間で連携を取りながら、逗子市に必要な地域医療とは何かという議論を重ねてまいりたいと考えているところです。

いずれにしてもこの一期4年は、財政再建を何が何でも果たすという考えで進めてまいりました。私自身は全く行政の経験が無い中、一期目当選をさせて頂きました。その中で、何を頼りにやっていたかという事に関しましては、これまで長年携わって参りました事業経営でございます。この経営の本質を通して、行政の中で挑戦するというのが自分の課題

でありました。結果といたしましては、事業経営も、そして行政の経営も根本は変わらないというところが確認できたと思っております。今後もこうした安全な経営を通しながら、市民の皆様は安心安全、この延長線上で逗子市はより良くなると思っただけのような行政に努めて参りたいと思っております。そうしたことから二期目、改めてまた挑戦をさせて頂きますが、目に見えて逗子が変わった、元気になったと言って頂けるまちを作っていきたい。

そして、逗子で暮らす事が本当に幸せだよねと言っただき、逗子で暮らすことを選んで頂けるまちになることが、私としての目標とすることでございます。皆様のお考えも気にながら、舵取りをして参りたいと思っております。是非皆様にもご協力をお願いしたいと思うところであります。再任に対しての挨拶は以上とさせて頂きます。

○日米合同委員会合意事項について

次に、米軍への提供施設が存在する本市にとって、長い間、待ち望んでいた一部返還についてご説明いたします。

お手元の配付資料のとおり、本日12月14日に開催されました日米合同委員会において、池子住宅地区及び海軍補助施設の土地及び工作物の一部返還が合意されました。この場所は逗子市が設置しております逗葉地域医療センター及び逗子市保健センターへの進入路となります。

逗子市としては、1978年、昭和53年12月に、当時、第一運動公園に隣接していたマイクロ通信施設跡地が返還されて以来のことで、既に44年が経過しているため、45年ぶりの返還を目指すこととなります。

今後、様々な手続きがございますので、返還時期については未だ明確になっておりませんが、いずれにしても返還が約束されたもので、逗子市にとっては、大変うれしいニュースであります。また逗子市としては、当面の目標であります共同使用地約40ヘクタールの土地の返還についても、引き続き取り組んでいきたいと考えております。

それでは、今回、返還の合意がありました逗葉地域医療センター及び逗子市保健センターへの車道と歩道の進入路の経緯について、ご説明いたします。両センターを開設するに当たり、今回返還される土地を施設利用の際に必要な道路、いわゆる進入路として、1999年、平成11年7月に市道と認定し、2001年、平成13年1月には共同使用が承認されたことから、市が側溝の整備や道路舗装などを行い、同年4月1日に両センターがオープンいたしました。さらに安定した通行を確保するために、翌年の2002年、平成14年5月に横浜防衛施設局及び関東財務局へ一部返還の申請書を提出いたしました。このたび、その申請から、ちょうど20年が経過し、ようやく返還への合意がなされたものであります。

次に進入路の概要であります。今後、改めて測量を行いますので、あくまで現時点での数値であることをご承知おきください。まず車道は、長さ約211m、幅員概ね6m、面積が約1,840㎡であります。また歩道については、長さ約158m、幅員概ね2.5m、面積が約676㎡

であり、合わせて、返還対象面積は約 2,500 m²となります。

返還対象となる道路は、これまでも市が市道として維持管理しており、また共同使用という形で運用されていますので、現状のままでも問題ないとの考え方もありますが、米側に不測の事態が発生し、規制等が実施された場合、両センターへの通行に支障が生じる可能性があります。そのような懸念への対応が課題としてありました。

今回、市道上に設けられていた米軍への提供区域が返還されることで、より安定した道路使用の確保が図られ、今以上に、逗子市及び葉山町の皆様が安心して施設を利用することが可能になるものと考えております。

私からは以上でございます。

【企画課担当課長（広聴広報担当）】

それでは、質疑に入りたいと思います。どうぞお願いいたします。

記者) 逗子市の魅力を高める課題として三つあげて頂きました。一つ目が子育て環境の充実、二つ目が高齢者の免許返納後の移動手段の確保ということでしたが、三つ目は病院の誘致問題への取り組みということでしょうか。

市長) はい。

記者) 米軍施設の返還のお話ですが、不勉強ですけれども、本で行われた日米合同委員会というのは、どちらで行われた委員会、話し合いなのでしょうか。

基地対策課長) 基地対策課長の米山でございます。具体的な場所につきましては、例えば東京なのか、横浜なのか、その辺は、私共は承知をしておりません。防衛省と米軍横田基地の間で協議は行われたという認識しております。

記者) ありがとうございます。いくつか確認をさせてください。市として、その話し合いに参加していたわけではないということですか。国と米軍の間による話し合いの結果であるということですか。確認ですが、1999 年から市道として管理を始めたということですか。2002 年に返還申請をして、この度 20 年がかりで、返還の合意に至ったということですか。

基地対策課長) まず、医療保健センターというものが、平成 13 年に 4 月にオープンするのにあたって、その前に、建物を建設するということがございました。それにあたり道路付けが必要だということで、平成 11 年に道路認定をかけております。実際には道路の整備や側溝の整備、舗装等はオープン直前と認識しております。道路整備は平成 13 年 1 月位から行い、平成 13 年 3 月中に終了して、医療保健センターは 4 月 1 日にオープンをしています。

そこがまず道路認定、市としての維持管理というのはその辺りから始まっているということでございます。

それとは別に、共同使用ということになりますと、まだ米軍の提供地ということになりますので、先ほど市長もご説明申し上げましたが万が一、不測の事態の時に通行が止められてしまう。そのような事は無いとは思いますが、生じないとも限らないということで、全て市の権利として所有していた方が通行に支障が無く、通行の安定した確保が出来るということから平成 14 年に返還の申請を行ったという流れになっております。

記者) 市道として実質的な管理を始めたのは、平成 13 年 1 月頃で間違いないでしょうか。

基地対策課長) 市道の管理といたしましては、まず最初に道路認定という行為を行い、その後道路区域の決定を行います。最後に供用開始の告示を行います。その告示を行ったのが平成 13 年 3 月 30 日になります。

記者) 便宜的にというか、平成 13 年 3 月に市道として管理を始めたとすれば、差し支えないでしょうか。

基地対策課長) はい、間違いございません。

記者) 市内の米軍施設の返還は今回で何例目なのでしょうか。もしくは何ヶ所目なのでしょうか。

基地対策課長) 資料 2 のご説明になりますのでご覧ください。まず、1972 年（昭和 47 年）に第一運動公園が返還をされており、現在は市が公園として管理をしております。その後久木中・小学校共同運動場がございます。最後に、マイクロ通信施設という第一運動公園の隣に鉄塔みたいなものが建っていたのですが、その通信施設が返還になっております。それより以前というものは、おそらく返還された所はないものと考えております。

記者) 市内に限ると 4 例目の合意に至ったということですか。

基地対策課長) はい、その様に考えております。

記者) 返還を求めていた理由のご説明を頂いていましたが、米国側の諸々の管轄の規制だったりして、交通上の懸念があるということですけど、実際に、その様な状態に陥ったことはあったのでしょうか。

福祉部長) これまでも現在においてもございません。

記者) 医療保健センターへの進入路につきまして、共同使用という形態で維持管理ということですが、共同使用という形態はいつからでしょうか。平成 11 年に道路認定した時点で始まっているのか、それとも平成 13 年からなのでしょうか。

基地対策課長) 平成 13 年 1 月 25 日から進入路の共同使用が開始されております。

記者) 市道に向けての整備工事が始まった時からという事ですか。

基地対策課長) 同じ日なのかは分かりませんが、ほぼ同時期だと思います。

記者) 市長が先ほど、45 年ぶりの返還というご説明で、来年には返還されるだろうという趣旨のご発言を仰ったのですが、そのような話は正式に聞いているのですか。

基地対策課長) 来年にという話は頂いているわけではなく、市としては来年を目指したいというところがございます。当然、先ほど市長も申し上げましたが、今後は測量等があることですので、ある一定期間はかかるものと認識しております。まだそこは示されていないというのが、正式なところがございます。市としては来年度、45 年ぶりの返還を目指せればと考えているところがございます。

記者) 本日の、返還合意しましたという連絡はどの様に市として受け取ったのでしょうか。

基地対策課長) 本日 15 時に南関東防衛局長が来庁され、その際に現在、日米合同委員会が開催中だという説明がございました。最終的には 16 時過ぎに日米合同委員会で合意されたという連絡が、南関東防衛局の担当者から連絡が入りました。先ほどの話です。

記者) 日米合同委員会はまだやっている最中ですか。

基地対策課長) 既に終わっているものと思います。本日の資料 1 につきましては、国が作成している資料ですが、先ほど防衛省のホームページを確認をしたところ、同じ資料が 16 時過ぎにホームページで掲載されていることが確認されていますので、終了しているものと認識をしています。

記者) 45 年ぶりの返還を目指すということだったので、そうすると今後來年の返還を実現するために、何か必要になる手続きとかは、どういうものがあるのでしょうか。

基地対策課長) その辺りはこれから協議ということになるかと思えます。まだはっきりと示されてはいませんが、日米合意が得られたということで、次は国有財産として、審議会等で返還の手続きが進んでいくということになるかと思えます。本市といたしましても 45 年ぶりということで、我々職員は全員経験がないものですから、そこがはっきりと分からないため、今後のことにつきましては、これから国よりお話をいただいていくものと思っております。うまく答えになっておらず申し訳ございません。

記者) それはまた日米でということになるのでしょうか。

基地対策課長) 本日、国と国との合意がなされたというところがございますので、この後は、横須賀米海軍基地、南関東防衛局、その他の関係者等と本市との間で進めていくことになろうかと思えます。

記者) 今後は、市と米軍との話し合いになるのですか。

基地対策課長) 形としましては、まず国に返還されるということになると思えますので、まずは国が音頭を取って頂けるものと思っております。

記者) 分かりました。ありがとうございます。

記者) 先程の質疑の件でお尋ねしたいのですが、返還が合意しましたと伝えられたのは南関東防衛局長から市長に伝えられたのですか。そうすると防衛局長は 16 時過ぎまで市役所にいらっしゃったということですか。

基地対策課長) 南関東防衛局長からは、「日米合同委員会の会議に諮っています、返還の合意がされます。」というお話をいただきました。ただ、日米合同委員会は会議中だったということですので途中でお帰りになりましたが、その後に南関東防衛局から電話で連絡が入り、日米合同委員会が終了し正式に合意されたという連絡が入りました。

記者) ありがとうございます。返還にあたって米軍側から、何か条件は付けられているのでしょうか。

基地対策課長) スクリーンに映しております映像をご覧ください。逗葉地域医療センター及び逗子市保健センターへの進入路は京浜急行線の踏切を渡ったところから車道があり建物まで延びています。その他に線路と川の間には歩道があります。その車道の部分と歩道の部分が返還されるということですが、ここに隣接した場所に米軍施設の下水道一次処理施設と

いうものがございます。ここから下水道管が道路の下に流れておりますので、その下水道管も市の方に移管がされるということが含まれているということです。道路の舗装なども市側の方になりますし、フェンスや污水管というものが市の方に移管され、市が維持管理を行うということになっております。

記者) 米軍専用の污水管を逗子市のお金で維持管理していくということですか。

基地対策課長) そこは専用というよりは、今もこの道路の下には、污水管が通っておりまして、そこから線路沿いで、市が管理している本管に繋がっています。公道の下にある下水道管を移管されるということのため、通常あるケースになります。

記者) ありがとうございます。返還、合意までにどうしてこんなに時間がかかってしまい、なぜこのタイミングで合意がされたというところをお尋ねいたします。

基地対策課長) 返還申請から 20 年ということになりますので、なぜ時間がかかってしまったのかというところは、南関東防衛局にも確認はしましたが、米側との協議の詳細については、相手側との関係もありお答えできないということで、ご理解いただければと聞いております。なお、返還を合意した土地につきましては、平成 13 年に逗子市が医療保健センターへの進入路として使用するため、日米地域協定第 2 条第 4 項による共同使用の手続きを行っており、返還に向けた協議の間においても、同センターへの進入は可能となるように国としては対応してきたと説明を受けております。

記者) 基本的なざっくりとした捉え方として、今回は逗子市内にある米軍施設の一部である道路の返還について合意されたという捉え方でよろしいですか。

基地対策課長) 国が米軍へ提供している施設の一部が返還の合意になったということで間違いございません。

記者) 今回の返還にあたっては、無償での返還という捉え方で宜しいですか。

基地対策課長) 今後の協議ということになりますが、財務省との協議も必要かと思えます。公共の道路ということもございますので、市といたしましては法律上道路は無償だと、認識しておりますので、特にこの度の土地の返還に関しましての費用はかからないと、市としては考えています。

記者) 更に市として目指しているのはこの先にある返還、道路の北側にある池子の森自然公

園 40 ヘクタールをこれから目指す第一歩となると捉えてよろしいのでしょうか。

基地対策課長) 平成 26 年に、400mトラック、野球場などのスポーツ施設、その先の緑地エリア、約 40 ヘクタールの土地が共同使用になりました。現在は市が管理していますので市といたしましては、次のステップとしてこれまでも求めていましたが、その返還というものを、引き続き求めていく、そのきっかけになればと思っております。

記者) そちらの進捗は、進んでいないという捉え方でよろしいのでしょうか。

市長) これまでの逗子市の歴史として、二分してきた池子問題です。簡単に日米合意が全て出来るとも考えられません。一つ一つ可能なところから返還の協議を進めていく、今後の見通しは正確に申し上げられませんが、市としては返還を求めていく、そして今後も継続して協議を進めていくというスタンスでございます。

記者) 要するに米軍の家族住宅がありますけれども、やはり現在は米軍人が居住しているところでもあり、なかなか難しいという考えでしょうか。

市長) はい。

記者) はい、わかりました。ありがとうございます。

記者) 市長に改めて伺いますが、この度の返還合意についての受け止め、お気持ちをお聞かせてください。お願い致します。

市長) これまでの逗子市の歴史として、長い間池子問題は賛成と反対と二分してきた大きな課題であります。そうしたものが、まずは一步前進したと考えます。大変難しい問題ですので、そう簡単には進まないと私も考えております、しかしながら、市民の大きな未来でもあります返還に向けて、今後も継続して話し合いを進めていければと考えているところでございます。

記者) 今回返還になる進入路というのは道路なので、何のチェックもなく誰でも通行することが出来たと思うのですが、今後 40 ヘクタールの返還にあたっての課題というか、現在は普通に市民の人も誰でも身分証を示すことなく入れる状態なのかどうか、知識がないので教えて頂けますか。

基地対策課長) 池子の森自然公園約 40 ヘクタールの土地につきましては、平成 26 年 11 月

30日に共同使用が開始され、平成27年2月1日にスポーツエリアをオープンしております。共同使用が開始される以前は米軍池子住宅入口ゲートが京急線踏切を渡ってすぐにございましたので、そこから先に日本人は入れない状況でした。共同使用開始に合わせてゲートも踏切を渡り右側に移設していただきましたので、日本人、我々市民は、まっすぐ歩いて入れるようになりました。毎週月曜日は休園日になっていますが、基本的には、月曜日以外の日はスポーツエリアには自由に入れることになっています。そこから更に、トンネルを抜けて、その奥に進みますと、平成28年3月にオープンしました広大な緑地エリアになります。スポーツエリアのオープンから約1年遅れてオープンをしています。

緑地エリアは、自然が豊かなところになりますので、色々な環境調査を実施しながら、まずは土日祝のオープンということで、これまでやってきております。そして今年の4月からは平日の水曜日も開園しております。

共同使用が開始されてからは、我々日本側も普通に入ることが出来る状態になっております。課題といたしましては、日米共同使用ということなので、基本的には米軍側は共同使用になる前の状況と変わらずに使用できるということになっております。例えば米軍側はこの奥に位置するキャンプ場へ車両で進入することが出来ますが、日本人側は公園ということもあり、車両の通行は市で規制をしている状況でございます。

その他にも利用にあたり日米との間に若干の違いがございますので、仮に共同使用地が返還ということになれば、より市民が利用しやすい状況になるのではないかと思います。

記者) 今年4月以降、緑地エリアに関しては日本人は水曜、土・日曜は入れるけれども、米側は365日自由に入れるということでしょうか。また日本人の立ち入りに関しては入口でチェックありますか。

基地対策課長) 日本人のチェックは特にございませぬ。

記者) 基本的なことで伺いたいのですが、進入路の場所は、米海軍池子住宅地区の隣地ですか。米軍敷地の中にあるということですか。

基地対策課長) 池子住宅地区及び海軍補助施設という中の一部。池子住宅地区の一部でよろしいかと思います。

記者) 共同使用ということですが、米軍が医療保健センターに入るために使っていたということですか。日本人が医療保健センターに入るために、使っていたということですか。形式上の共同使用ということなのでしょうか。

基地対策課長) 市は平成6年に米海軍池子住宅を受け入れております。その後、住宅施設の

建設工事が始まり、平成10年頃には入居が開始され、施設が整ってきており、医療保健センターの手前に、米軍の下水道処理施設がございます。そこから、なんらかの廃棄物などを運搬したりという事がありますので、もともと米軍はこの施設までは通行していたものと思います。当時、道路が舗装されていたかまでは定かではありませんが、もともと道路は通路として利用はしていたのだと思います。その奥に医療保健センターを建てるという事になりましたので、それまでは市が入るといことはなかったものと思います。

記者) 下水道処理施設は、米軍の施設としてあったのですね。

基地対策課長) 米軍住宅施設が整備されたときには、下水道処理施設は出来ていました。ゴミだとかを運搬していたと思いますので、通路は今の形と同じかは分かりませんが、この通路をトラックが入ってきたりという使い方をしていたと思います。

記者) 医療保健センター自体はもともと米軍の下水道処理施設だったところに作ったということですか。

基地対策課長) 米軍下水道処理施設の奥が何もない土地だったので、その場所に医療保健センターを作っております。

記者) 測量の関係ですけれども、日米両政府でやる測量という事でよろしいですか。

基地対策課長) 基本的には返還の事務に関しては、国が中心となり測量するという事だと思います。

記者) 逗葉地域医療センターに市民がアクセスするためには、その道路を通らざる得ないということだったのでしょうか。

基地対策課長) 逗葉地域医療センターを建てる際に、他に道路は無かったため、その道路を共同使用させてもらうという事になっております。

記者) 医療保健センターへの安定した通行を確保したいがために、2002年に返還を求めて申請していたのですか。

基地対策課長) 逗葉地域医療センターと逗子市の保健センターが併設しているような形になりますので、そこへの通行ということになります。医療センターは休日、夜間に開設しているため、利用者や救急車などが通行出来ないことがあるといけませんので、安定した通行

の確保を求めているものです。

記者) 池子の森自然公園の返還を今後も求めていくということですが、返還申請は現段階においてはまだしていないのですか。

基地対策課長) 返還の要望は毎年行っておりますが、返還の申請というところまでは至っていないという状況です。

記者) 要望というのは国に出しているということですか。

基地対策課長) はい。国に対しまして要望をしています。

記者) 一部の道路が返還合意したということで、更に池子の森自然公園全体の返還に弾みがつくというか、要望にも弾みがつくという考えで宜しいでしょうか。

市長) 一度に全部の要望の実現は出来ませんので、まず大きな問題もなく、可能性が高い進入路について進めておりました。池子の森自然公園全体につきましては、返還までの間の共同使用という方針が示され、現在は共同使用が実現しております。返還につきましては、より市民が利用しやすい状況を確保できますように引き続き要請してまいりたいと考えております。

記者) 今の質問に関連して、申請と要望は違うのですか。手続き的な違いですか。要望はあげているけど、申請はしていないという意味が分からなかったのですが。

基地対策課長) 申請というのは、ある程度目処がたって、申請ということになるかと思えます。それは今後協議をしながら、ある程度話し合いが進み申請書を提出するということかと思えます。今はまだ申請書を提出すると言っても受理して頂けないと思えますし、現段階では要望という形により早期の返還というものを求めているという状況です。

記者) 要望というのは希望の段階で出せるけど、申請というのは、ある程度手続きも整い更に進んだ段階で提出するものという考え方でよろしいでしょうか。

基地対策課長) はい、そのように考えております。

記者) 補足してお聞きしたいのですが、申請済みというものはこれでなくなったということでもよろしいでしょうか。

基地対策課長) はい、特にこれ以上はございません。

【企画課担当課長（広聴広報担当）】

他にいかがでしょうか。よろしければ以上で市長記者会見を終了いたします。ありがとうございました。

市長) 今日はありがとうございました。ご不明な点ございましたら、担当課に確認をして頂いて、正しく捉えて頂き、ご報道お願いしたいと思っております。どうぞ宜しくお願い致します。ありがとうございました。

以上